

北九州市監査公表第7号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中 野 正 信
同	梅 田 久 和
同	鷹 木 研一郎
同	大久保 無 我

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 中西 満信（令和8年6月30日辞任）、同 梅田 久和、同 鷹木 研一郎、同 大久保 無我により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、危機管理室（旧総務市民局安全・安心推進部所管分に限る。）、総務市民局、産業経済局、交通局、公営競技局、市議会事務局、教育委員会及び農業委員会事務局に係るものの令和6年度及び令和7年度（令和7年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

ただし、危機管理室、総務市民局のうち市民部（みんなの声課を除く。）及び地域・人づくり部に係るもの並びに交通局所管分の事業は令和5年4月から令和7年10月末日までとした。

2 監査委員の除斥

鷹木研一郎監査委員及び大久保無我監査委員は、市議会事務局における政務活動費の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、除斥とした。

3 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

4 監査の期間

令和 7 年 1 1 月 5 日から令和 8 年 5 月 2 1 日まで

5 監査の結果

(1) 総務市民局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(総務課)

令和 7 年度の本庁舎 1 5 階旧喫茶室等改装計画業務委託に係る契約事務において、予定価格を上回る金額で契約を締結していた。これは、指名競争入札手続において、入札金額（税抜）が入札書比較価格（税抜）を上回っていたにもかかわらず、誤って予定価格（税込）と照合し、落札者及び落札金額を決定していたものである。

地方自治法施行令では、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札ができると定められており、本来は 2 回目の入札を行うべきであった。

適正な事務処理をされたい。

(2) 産業経済局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 補助金等交付事務について

(サービス産業政策課)

サービス産業政策課（以下「所管課」という。）が行った商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金に係る交付事務において、補助事業者から提出を受けた補助金の積算根拠となる改修費の見積書の体裁が、同補助金の他の案件で補助事業者が施工関与した工事の際に使用しているものと同一と判断されるもので、疑念を生じかねな

いものであったにもかかわらず、真正性等の確認を十分行わずに補助金を交付していた。

実査後に所管課が確認したところ、同一であったことの事由の聞き取りを行う一方で、補助事業者は、所管課が行った説明を誤解釈したことにより、実績報告に際して、個々の業者に発注を行ったにもかかわらず、実際は取引を行っていない特定の１社（以下「Ａ社」という。）単独の名義による領収書の作成に関与し、Ａ社の押印の協力を得てこれを提出し、更にこれに記載された額は、実際に要した経費を超えるものであったことが判明した。

交付申請時及び実績報告時に、真正性等の確認が適正に行われていれば、補助事業者に対する指導や補助決定額の一部取消しといった措置も可能であったと思料される。

また、実績報告の確認に際しては、確認資料を「領収書等（写）」としているが、必要に応じて、実際の出金を確認できる通帳やネットバンキングの帳票、さらには補助事業者の会計帳簿を確認するとともに、今後は、提出を求める資料について改善を図るなどの措置を講じられたい。

（イ）補助金等交付事務について

（中小企業振興課）

中小企業振興課（以下「所管課」という。）は、市内中小企業者が事業承継に必要な経費（Ｍ＆Ａの仲介者へ支払う委託料等）の一部を助成するため、「事業承継・Ｍ＆Ａ促進化助成金交付要綱」、「同交付要領」に基づき、上限５０万円の「本助成金」を交付している。

所管課は、本助成金の交付事務において、取組状況報告書の提出時に必須である「事業譲渡契約書」写しが未提出であるにもかかわらず、事務処理を完了させていた。

実査時の指摘により、所管課は、申請者に「事業譲渡契約書」の提出を求め、提出されたその内容を確認したところ、当該契約の締結日は令和６年４月１７日であり、交付申請日（同年５月２０日）より前であったことが判明した。これは、本助成金の助成要件である「申請日以降に終了する事業であること（要綱第５条第３項第１号）」及び「委託契約締結前に申請すること（要領第４条）」に明確に反するものであり、本来助成金を交付できない事案であった。

本件の発生原因は、申請者側の制度理解不足に加え、所管課が取組状況報告の審査において、必須書類の突合確認を看過したことにある。特に、取組状況報告が3か月以上遅延して提出された際にも、内容の精査や書類の補正指導を行うことなく漫然と事務を進めたことは、審査体制の形骸化を示している。

また、本来助成対象とならないものに交付した結果、予算が早期に消化され、年度の途中で受付を終了したことは、地方自治法第2条第14項及び予算規則第13条に定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」という予算執行の原則に照らしても適切とは言えない。

所管課においては、本件の発生原因を組織的に共有し、単なる書類の有無の確認にとどまらず、要件との適合性を厳格に審査するチェック体制を再構築されたい。

(3) 危機管理室

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(4) 交通局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(5) 公営競技局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(6) 市議会事務局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(7) 教育委員会

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(8) 農業委員会事務局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

6 監査委員意見

今回の監査において、前述の指摘以外にも委託契約事務や補助金の執行において、同様の事務処理の誤りが数多く見られた。組織内での逸脱の常態化

は、大きな損失の発生につながる恐れがあるため、以下のとおり意見を述べる。

(1) 委託契約事務について

委託契約事務において、市委託業務要綱及び業務委託契約事務の手引きでは、業務着手前には委託先から業務計画書を徴することが規定されている。

しかしながら、今回の監査対象部署の約2割に当たる部署において、委託契約書で定めた業務計画書の提出を受けていないものが確認された。

市においては、委託業務における予算の計画的・効率的な執行を図るため、適正な事務処理の徹底に取り組まれない。

(2) 補助金交付事務について

補助金交付事務において、今回の監査対象部署のうち補助金の執行を行っている部署の約4割に当たる部署で、交付申請時や交付決定後等に補助要綱等で規定されている書類の提出を受けていない、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等が不十分であるなどの不適切な事例が見受けられた。

補助金にあっては、公益上必要である場合に反対給付を受けることなく交付されるものであるという性質に鑑み、その目的に沿った予算執行の適正化を図る必要がある。

市においては、市補助金等交付規則に基づき、補助金等が法令及び予算の定めるところに従って公正かつ効率的に執行されるよう、適正な事務の徹底に取り組まれない。